令和8年度第1回 **箕面市介護サービス評価専門員会議 次第**

日 時 ： 令和8年(2026 年)7月31日(金)14時30分～16 時30分(予定)

場 所 ： 箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)2階 大会議室

1 あいさつ<14:30～14:35>

2 (地域包括ケア課) <14:35～15:25>
【案件1】地域包括支援センターにかかる令和7年度事業評価結果及び令和8年度事業計画について(報告)…資料1

3 (広域福祉課) <15:25～15:40>
【案件2】市内指定地域密着型 (介護予防) サービス事業所の指定状況の報告について
…資料2、資料2-1、資料2-2

【案件3】市内指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の新規指定および指定更新について…資料3

4 (高齢福祉課、介護医療課、地域包括ケア課、広域福祉課、共生社会福祉課)
<15:40～16:30>
【案件4】 第10期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
①第9期計画の実績報告(令和7年度分)自己評価…資料4-1
②第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に伴うアンケート調査等報告書
…資料4-2
③第10期計画書(概要・現状部分 たたき台)…資料4-3
④高齢者基本健康調査について…資料4-4、資料4-4(別紙)

5 その他

令和8年度第1回 箕面市介護サービス評価専門員会議	資料1
令和8年（2026年）7月31日	

【案件1】
地域包括支援センターにかかる令和7年度事業評価結果及び令和8年度事業計画について（報告）

箕面市 福祉部 地域包括ケア課

（目次）

1. 令和7年度及び令和8年度の地域包括支援センターの運営体制について（P.1）

2. 地域包括支援センターの種類（従来型・基幹型・機能強化型）と業務内容（P.2）

3. 令和7年度の運営状況報告（年間集計）について（P.3～16）
【総合相談支援業務】
（1）相談・対応件数
（2）相談経路
（3）相談方法
（4）相談内容
【権利擁護業務】
（5）高齢者虐待にかかる統計資料
（6）成年後見制度利用支援事業の実績
【包括的・継続的ケアマネジメント業務】
（7）地域ケア会議の実績
（8）地区組織活動参加状況
【介護予防ケアマネジメント業務】
（9）予防給付及び総合事業のケアプラン原案作成を居宅介護支援事業所へ委託した件数（割合）
（10）介護予防プラン委託先一覧
（11）相談対応事例

4. 令和7年度地域包括支援センターの市事業評価について（P.17～18）
（1）地域包括支援センターの事業評価の流れ
（2）評価結果（総評）

5. 令和7年度決算及び令和8年度予算報告（P.19）

6. 令和8年度事業計画（P.20～39）

参考：令和7年度（令和6年度実績）地域包括支援センターの事業評価（全国統一評価指標）に関する全国集計結果 （P.40～43）

1. 令和7年度及び令和8年度の地域包括支援センターの運営体制について

センター名	年度	委託				直営
		西部	北部・西南	中東部	東部	中西部
法人名（組織名）	令和7年度	社会福祉法人 暁光会	社会福祉法人 翠明社	社会福祉法人 箕面市社会 福祉協議会	社会福祉法人 大阪府社会 福祉事業団	市
	令和8年度					

センター名		年度	職員体制							圏域別総人口（人）	65歳以上高齢者人口（人）	高齢化率（%）	専門職員1人あたり高齢者数（人）
			保健師	準ずる者	社会福祉士	準ずる者	主任介護支援専門員	準ずる者	合計				
委託	西部	令和7年度		2	1		1		4	23,458	6,595	28.1%	1,649
		令和8年度		2	1		1		4	23,458	6,638	28.3%	1,660
	北部・西南	令和7年度		1	1		1		3	28,527	7,104	24.9%	2,368
		令和8年度		2	1		1		4	28,572	7,107	24.9%	1,777
	中東部	令和7年度		1	2		1		4	32,906	7,855	23.9%	1,964
		令和8年度		1	2		2		5	33,842	8,014	23.7%	1,603
	東部	令和7年度		1	1		2		4	26,132	6,525	25.0%	1,631
		令和8年度		1	1		2		4	26,397	6,547	24.8%	1,637
直営	中西部	令和7年度	1		1		2		4	27,822	7,512	27.0%	1,878
		令和8年度	1		1		2		4	27,670	7,486	27.1%	1,872
市全体合計		令和7年度	1	5	6	0	7	0	19	138,845	35,591	25.6%	1,873
		令和8年度	1	6	6	0	8	0	21	139,939	35,792	25.6%	1,704

※職員体制は、各年4月1日現在

※中西部地域包括支援センターは基幹型及び機能強化型として別に人員を配置

※圏域別総人口及び高齢者人口は、各年度3月末現在の人口統計

2. 地域包括支援センターの種類(従来型・基幹型・機能強化型)と業務内容

①従来型地域包括支援センター(必須)の業務内容

市直営センターを含む5センターは、担当圏域内の高齢者を対象に次の4業務を担う。

総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスや機関又は制度の利用につなげる等の総合相談支援業務を実施する。
権利擁護業務	地域住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う権利擁護業務を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するとともに、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。
介護予防ケアマネジメント業務	要介護状態になるおそれのある高齢者の心身状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、介護保険法に規定する指定介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業に関するケアマネジメント業務を実施する。

②基幹型地域包括支援センター(任意)の業務内容

市直営センターは、各センター間の総合調整会議や困難事例への相談支援等の後方支援を実施するなど、各センター間での基幹的な機能を担う。

統括的機能	センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談支援等活動推進のための体制維持・強化を行う。総合調整にあたっては、毎月1回、箕面市地域包括支援センター全体会議(以下「全体会議」という。)を開催し、センター間の情報共有、活動交流、施策の進捗確認等を行う。 ※包括全体会議　12回(うち1回は書面開催)、包括と市の意見交換会　12回
地域ケア会議の推進	個別会議及び地域ケアレビュー会議において地域課題の共有、地域ネットワークの構築に対する支援、及び地域課題の解決に向けた支援を行う。 ※地域ケア個別会議　24回、地域ケアレビュー会議　3回
地域包括ケアシステムの構築・推進	在宅緩和ケア、認知症を中心とした医療・介護の連携体制の構築、保健・医療・福祉の関係機関を構成員とした組織への運営支援、多職種連携のための研修、市民啓発等を行う。
人材育成支援	介護支援専門員への事例検討・研修、介護保険事業者連絡協議会等との連携及び共催による研修を実施する。 ※介護支援専門員向け保険者説明会　1回、センター新任職員研修　1回
地域包括支援センター業務評価	各センターが行う自己評価を基に、「箕面市介護サービス評価専門員会議」により評価点検を行い、公正・中立的な運用とスキルアップを図る。 ※介護サービス評価専門員会議　3回

③機能強化型地域包括支援センター(任意)の業務内容

市直営センターは、認知症の予防と啓発を図る認知症施策の推進や、高齢者虐待への対応など個別分野における各センターの困難ケースの後方支援を実施する。

認知症施策の推進	認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の予防と啓発の推進を図るとともに、相談支援体制を整備して、関係機関とのネットワーク構築を図り、従来型センターの後方支援を行う。 ※初期集中支援チーム対応　159人(内、特別集中支援7人)
権利擁護業務の推進	措置業務、成年後見制度における市長申立、高齢者虐待の対応など、従来型センターの困難ケースについて個別分野ごとに従来型センターの後方支援を行う。 ※高齢者虐待対応　38件、高齢者虐待レビュー会議　3回、 介護サービス関係者向け虐待対応研修会(YouTube配信)

3. 令和7年度の運営状況報告(年間集計)について

【総合相談支援業務】

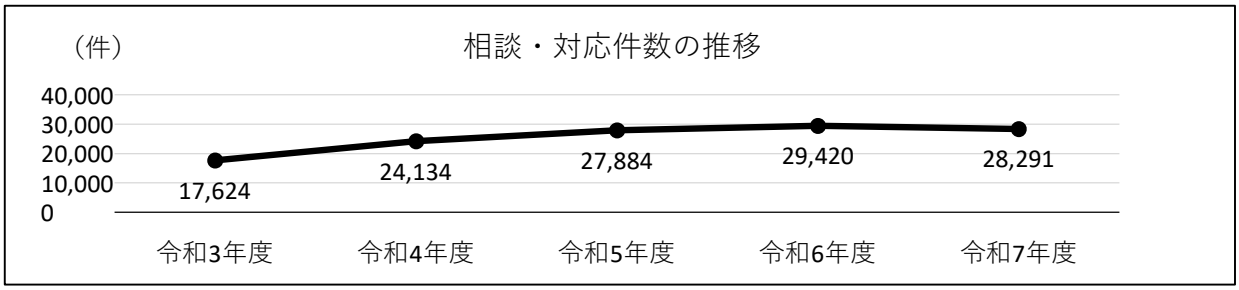
(1)相談・対応件数

(単位:件)

		令和7年度	令和6年度	令和5年度	増減率
委託	西部	4,387	4,072	3,996	7.7%
	北部・西南	5,775	7,956	7,240	▲27.4%
	中東部	6,513	5,612	4,766	16.1%
	東部	5,703	5,483	5,321	4.0%
直営	中西部	5,913	6,297	6,561	▲6.1%
計		28,291	29,420	27,884	▲3.8%

□令和6年度と比べ相談件数が1,129件(3.8%)減少している。

□増減率は令和6年度から見た令和7年度の増減率(以下、同じ)



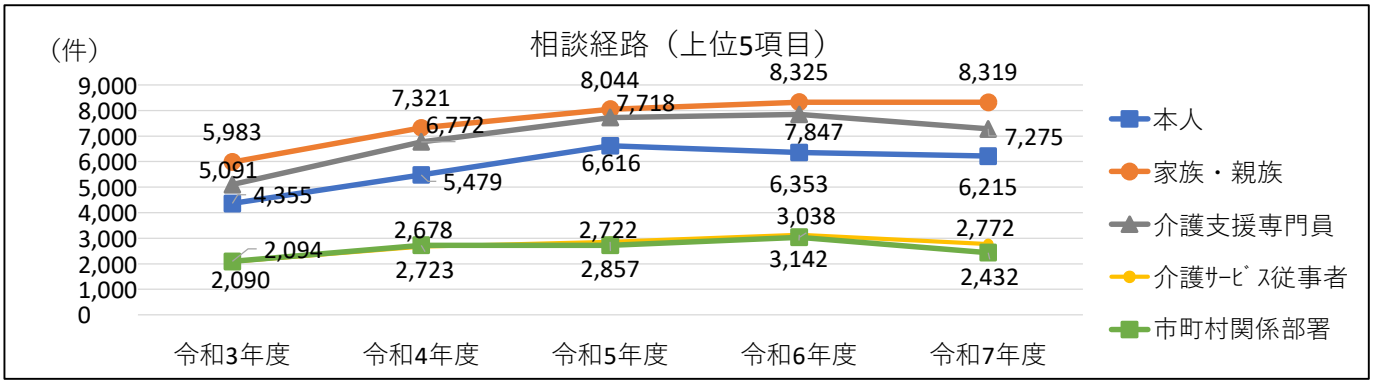
(2)相談経路

(単位:件)

	令和7年度						令和6年度	増減率
	西部	北部・西南	中東部	東部	中西部	計		
本人	1,054	919	1,557	1,479	1,206	6,215	6,353	▲2.2%
家族・親族	1,396	1,611	2,222	1,724	1,366	8,319	8,325	▲0.1%
介護支援専門員	780	1,841	1,667	1,089	1,898	7,275	7,847	▲7.3%
介護ｻｰﾋﾞｽ従事者	288	682	669	567	566	2,772	3,142	▲11.8%
近隣住民・知人	65	20	166	45	74	370	358	3.4%
民生委員等	60	79	97	236	63	535	589	▲9.2%
医療機関	315	310	403	438	289	1,755	1,979	▲11.3%
ささえあいｽﾃｰｼｮﾝ	62	44	37	58	75	276	394	▲29.9%
生活相談窓口	3	37	39	42	12	133	0	-
市町村関係部署	329	475	485	555	588	2,432	3,038	▲19.9%
高齢福祉分野	115	209	193	264	147	928	0	-
障害福祉分野	5	6	15	1	26	53	0	-
児童福祉分野	1	0	0	1	0	2	0	-
上記3分野以外	15	27	12	9	71	134	0	-
消防	1	0	6	1	8	16	25	▲36.0%
警察	12	2	11	4	6	35	43	▲18.6%
弁護士・司法書士	13	8	28	85	25	159	236	▲32.6%
地域包括支援センター	35	164	25	21	29	274	272	0.7%
その他	169	81	264	259	209	982	884	11.1%
計	4,582	6,273	7,676	6,603	6,414	31,548	33,485	▲5.8%

□「家族・親族」が一番多く全体の26.4%を占める。次いで、「介護支援専門員(23.1%)」「本人(19.7%)」と続き、前年度と同じ傾向である。

□本人に直接関わる市町村関係部署や医療機関、介護サービス従事者だけでなく、近隣住民や知人からの相談が増加していることから、関係機関との連携が図れている。



(3)相談方法

	令和7年度						令和6年度	増　減　率
	西部	北部・西南	中東部	東部	中西部	計		
来所窓口	322	563	386	340	989	2,600	2,526	2.9%
電話	3,385	4,562	4,602	4,082	3,871	20,502	21,985	▲6.7%
訪問・出張※	677	649	1,436	1,088	1,024	4,874	4,616	5.6%
緊急対応	1	2	50	17	40	110	152	▲27.6%
その他	3	1	89	193	29	315	293	7.5%
計	4,388	5,777	6,563	5,720	5,953	28,401	29,572	▲4.0%

□電話相談が一番多く全体の72.2%を占める。次いで、「訪問・出張(17.2%)」「来所・窓口(9.2%)」となっている。この傾向及び割合については、この6年ほど変わっていない。
□相談方法について、訪問・出張が増加している。

(単位:人)

※訪問・出張の内訳	西部	北部・西南	中東部	東部	中西部	計
保健師等	401	369	507	205	88	1,570
社会福祉士	90	115	520	249	103	1,077
主任介護支援専門員	205	172	409	634	894	2,314
計	696	656	1,436	1,088	1,085	4,961

□訪問・出張では、1件あたり複数の専門職が訪問することもあるため、
訪問・出張件数＜訪問・出張の内訳となる。
□5包括の平均では主任介護支援専門員の訪問・出張回数が一番多い。

(4)相談内容

	令和7年度						令和6年度	増　減　率
	西部	北部・西南	中東部	東部	中西部	計		
虐待	156	70	174	259	303	962	1,003	▲4.1%
消費者被害	44	2	3	5	10	64	74	▲13.5%
成年後見制度等	175	47	60	167	104	553	808	▲31.6%
CMからの総合相談	98	485	986	704	563	2,836	1,515	87.2%
CMからの支援困難	151	353	553	250	626	1,933	1,760	9.8%
介護相談・介護者支援	103	1,096	2,245	767	2,333	6,544	7,049	▲7.2%
介護離職防止	0	248	8	2	3	261	316	▲17.4%
介護認定	1,009	957	1,445	1,262	1,240	5,913	5,865	0.8%
ケアプラン	405	498	631	517	719	2,770	3,534	▲21.6%
介護保険ｻｰﾋﾞｽ	1,808	4,132	3,430	1,854	2,591	13,815	14,504	▲4.8%
総合事業関係	245	342	360	178	945	2,070	1,925	7.5%
一般介護予防事業	245	96	21	70	11	443	370	19.7%
医療保健福祉サービス	1,085	1,779	2,851	1,637	1,818	9,170	9,880	▲7.2%
認知症	750	557	1,563	464	928	4,262	3,820	11.6%
安否確認	134	107	184	304	713	1,442	1,707	▲15.5%
生活上の相談	277	176	499	556	195	1,703	1,452	17.3%
地域支援事業	172	124	30	52	59	437	359	21.7%
その他	253	14	140	97	154	658	685	▲3.9%
計	7,110	11,083	15,183	9,145	13,315	55,836	56,626	▲1.4%

□「介護保険サービス」「介護相談・介護者支援」「医療保健福祉サービス」が全体の52.9%を占めており、
地域の保健・医療・福祉の総合相談としてのニーズが高い。
□相談内容別件数は相談件数の約2倍であり、1件の相談に複数の内容が含まれていることがうかがえる。
□介護支援専門員からの総合相談、支援困難が増加している。ハラスメントや8050問題など複雑化、複合化した課題を抱える世帯が多い傾向がある。
□生活上の相談が17.3%増となっている。ごみ屋敷や退去命令により住居を失うなど生活環境が課題となるケースが増加してきている。

(5)高齢者虐待にかかる統計資料

◆高齢者虐待通報があった場合、従来型センターと機能強化型センターが中心となって、「箕面市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、通報への対応(家庭訪問等による事実確認、コアメンバー会議の開催、保護・分離、サービスの調整等)及び養護者の支援(養護者への声掛け・相談・助言、各種社会資源の紹介・つなぎ・調整、定期的な訪問によるモニタリング)等を行う。

◆令和７年度に養護者(金銭管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など生活に必要な行為を管理したり、提供している者)による虐待と判断された件数は35件(令和６年度に通報を受理し、事実確認が令和７年度となった事例3件を含む)。

◆相談・通報者は、「警察」が最も多く、次いで「介護支援専門員」となっている。虐待の種別では、「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」「介護等放棄」「経済的虐待」の順となっている。

①相談・通報者数	R６	R７
介護支援専門員	10 件	14 件
医療機関従事者	0 件	0 件
近隣住民・知人	0 件	0 件
民生委員	0 件	0 件
本人	1 件	5 件
家族・親族	4 件	2 件
虐待者	1 件	0 件
警察	36 件	30 件
その他	3 件	3 件
合計	55 件	53 件

②事実確認の有無	R６	R７
有	28 件	35 件
無※1	28 件	21 件
計	56 件	56 件

※1　警察からの通報票等のうち、虐待対応の必要がないと判断したもの。(例) 自立の高齢者夫婦の喧嘩など

③虐待の有無	R６	R７
有	27 件	31 件
無	1 件	3 件
判断に至らず	0 件	1 件
計	28 件	35 件

⑤被虐待高齢者の性別※2	R６	R７
男性	8 人	8 人
女性	19 人	23 人
計	27 人	31 人

※2　各年度内に虐待と判断された事案の実人数

⑥被虐待高齢者の年齢※2	R６	R７
～64 歳	0 人	1 人
65～69 歳	0 人	1 人
70～74 歳	7 人	1 人
75～79 歳	4 人	10 人
80～84 歳	11 人	12 人
85～89 歳	4 人	4 人
90 歳～	1 人	2 人
計	27 人	31 人

⑦認定の有無※2	R６	R７
未申請	10 人	6 人
申請中	0 人	4 人
自立（非該当）	1 人	0 人
要支援 1	2 人	4 人
要支援 2	1 人	0 人
要介護 1	5 人	6 人
要介護 2	4 人	7 人
要介護 3	2 人	1 人
要介護 4	0 人	1 人
要介護 5	1 人	2 人
計	27 人	31 人

⑧認知症日常生活自立度※3	R６	R７
自立又は認知症なし	2 人	0 人
Ⅰ	2 人	5 人
Ⅱ	8 人	11 人
Ⅲ	2 人	3 人
Ⅳ	1 人	2 人
Ⅴ	0 人	0 人
計	15 人	21 人

※3　認定済み者の集計

⑨同居・別居※2	R６	R７
虐待者とのみ同居	15 人	17 人
虐待者及び他家族と同居	11 人	11 人
虐待者と別居	0 人	3 人
その他	1 人	0 人
計	27 人	31 人

⑩世帯構成※2	R６	R７
単独世帯	0 人	2 人
夫婦のみ世帯	6 人	14 人
未婚の子と同居	18 人	12 人
配偶者と離別・ 死別等した子と同居	0 人	2 人
子夫婦と同居	1 人	1 人
その他	2 人	0 人
計	27 人	31 人

⑪虐待者の続柄（複数回答）	R６	R７
夫	5 人	11 人
妻	3 人	4 人
息子	12 人	6 人
娘	6 人	9 人
息子の配偶者（嫁）	0 人	0 人
娘の配偶者（婿）	0 人	0 人
兄弟姉妹	1 人	0 人
孫	0 人	1 人
計	27 人	31 人

⑫分離の有無※2	R６	R７
分離	1 人	2 人
非分離	20 人	21 人
現在対応を検討中・調整中	0 人	0 人
既に分離状態	6 人	8 人
その他	0 人	0 人
計	27 人	31 人

⑬分離内訳	R６	R７
介護保険サービス利用	0 人	1 人
老人福祉法に基づくやむを 得ない事由等による措置	0 人	0 人
緊急一時保護	1 人	1 人
医療機関への一時入院	0 人	0 人
その他	0 人	0 人
計	1 人	2 人

⑭非分離内訳（複数回答）	R６	R７
経過観察（見守り）	1 人	0 人
養護者への助言・指導	17 人	19 人
養護者が介護負担軽減の ための事業に参加	0 人	0 人
高齢者が新たに 介護保険サービスを利用	1 人	3 人
ケアプラン見直し	4 人	4 人
保険外サービス利用	0 人	0 人
その他	9 人	9 人
計（累計）	32 人	35 人

⑮権利擁護支援	R６	R７
後見開始済み	0 人	1 人
後見手続き中	2 人	0 人
（内数）市長申立て	（1 人）	（1 人）

（6）成年後見制度利用支援事業の実績

権利擁護の推進のため、機能強化型センターは成年後見制度利用支援事業を実施している。

①判断能力に不安があり、かつ身寄りがない高齢者で成年後見制度の申立てができない人に代わり、必要に応じて市長が家庭裁判所に成年後見審判の開始を申し立てる「市長申立て」。

②成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、費用負担が困難なため利用できない人に対し、所得状況を勘案して、必要がある場合は申立費用（収入印紙代、登記料、郵便切手代、鑑定料ほか）を助成。（対象は生活保護受給者またはそれに準ずる人）

③成年後見開始後の成年後見人等への報酬について、被後見人の所得状況を勘案して、必要がある場合、在宅生活者に対して月額 28,000 円、施設入所者に対して月額 18,000 円を上限に助成。（対象は生活保護受給者またはそれに準ずる人）

	①市長申立件数	②申立費用の助成	③後見人等への報酬助成
令和 6 年度	1 件	0 件	16 件
令和 7 年度	1 件	0 件	18 件

（7）地域ケア会議等の実績

◆地域ケア会議の推進のため、基幹型センターは地域ケア個別会議（従来型センター主催）及び地域ケアレビュー会議（基幹型センター主催）において地域課題の共有、地域ネットワークの構築に対する支援、及び地域課題の解決に向けた支援を行っている。

地域ケア個別会議	西部	北部・西南	中西部	中東部	東部	計
延べ件数	7 件	3 件	2 件	6 件	6 件	24 件
実人数	6 人	2 人	2 人	6 人	5 人	21 人

	令和７年度地域ケア個別会議の地域課題の分類（複数回答）	件数
本人・家族	介護（ＡＤＬ、介護力に関する問題、介護者の健康、老老介護、男性介護者）	17 件
	認知症（理解促進・早期支援、軽度認知機能障害、若年性認知症、免許返納拒否）	12 件
	介護予防（セルフケア促進、通いの場不足、転倒・骨折・間節疾患）	2 件
	多分野・地域共生（障害分野や多分野にまたがる支援、8050 問題、近隣トラブル、介護離職、生活困窮世帯）	8 件
	サービス拒否（本人による拒否、家族による拒否、事業所によるサービス拒否）	9 件
地域	生活支援（ゴミ出し、買い物弱者）	10 件
	移動困難（公共交通機関、地理的問題、免許返納、気候による移動困難）	2 件
	居場所づくり（ひきこもり、介護保険サービス以外の行き場、介護者の負担軽減）	4 件
	見守り（認知症含む高齢者、行方不明事案、安否確認）	7 件
	国際（言語、習慣）	0 件
	災害（災害援助、安否確認、避難経路）	0 件
	ペット（災害時の対応、衛生問題、多頭飼い）	2 件
その他	専門機関・行政（苦情・クレーム、相談窓口）	7 件
	医療・介護連携（病院、診療所、訪問看護、介護サービス事業所との連携）	15 件
	権利擁護（消費者トラブル、金銭管理、成年後見）	12 件
	その他（上記に属さないもの（地域とのつながり、孤立・孤独死など））	0 件

◆基幹型センター職員は、第1層生活支援コーディネーターを担い、多様な提供主体が参加する第1層協議体（生活支援ネットワーク協議会：市全域レベル担当）において、第2層協議体（ささえあい推進会議：小学校区レベル担当）から受ける報告や提案等を踏まえ、市全体の生活支援サービスなどの現状や課題について関係機関と共有し、支援の方向性について協議する。

生活支援ネットワーク協議会（令和 8 年 2 月 13 日開催）
テーマ：「見守り」
参加者：見守り活動を実際に行っている機関 高齢福祉室、地域包括ケア室、市民サービス政策室 地域包括支援センター 社協地域福祉推進課（ささえあいステーション） 民生委員・児童委員
協議内容：自治会アンケート調査、市民満足度アンケート調査、地域ケア会議などから見えてきた課題の共有 見守り体制に関する現状と課題整理　など
協議結果：見守りは、段階によっては一朝一夕に構築できるものではなく、絶えず周知して地域社会全体が当たり前に見守りできるようになることが必要。

（8）地区組織活動参加状況

包括名	種別		団体数	参加者数	相談件数	包括出席者数
西部	会議	地域密着運営推進会議・圏域事業所	10	165	2	12
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	2	60	0	2
		民生委員児童委員協議会	1	30	0	2
	地域	サロン・カフェ・つどい	13	386	9	14
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	3	94	1	5
小計			29	735	12	35
北部・西南	会議	地域密着運営推進会議・圏域事業所	2	10	2	2
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	3	101	0	10
		民生委員児童委員協議会	2	36	0	3
	地域	サロン・カフェ・つどい	34	491	1	61
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	6	95	4	8
小計			47	733	7	84
中東部	会議	地域密着運営推進会議・圏域事業所	9	71	2	11
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	3	71	2	4
		民生委員児童委員協議会	3	66	1	6
	地域	サロン・カフェ・つどい	68	1,262	70	77
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	16	636	7	27
小計			99	2,106	82	125
東部	会議	地域密着運営推進会議・圏域事業所	10	50	0	12
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	20	487	15	24
		民生委員児童委員協議会	7	96	5	8
	地域	サロン・カフェ・つどい	92	1,770	40	97
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	27	731	0	34
小計			156	3,134	60	175
中西部	会議	地域密着運営推進会議・圏域事業所	4	49	2	11
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	8	131	5	10
		民生委員児童委員協議会	2	41	0	4
	地域	サロン・カフェ・つどい	28	472	28	35
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	11	555	4	21
小計			53	1,248	39	81
合計			384	7,956	200	500

地区組織活動参加状況(団体名一覧)

包括	種別		団体名等
西部	会議	地域密着型サービス事業所運営推進会議・圏域事業所	西部圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、ひだまりデイサービス運営推進会議、メイプル箕面運営推進会議、デイハウスクローバー箕面運営推進会議
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	西小校区小地域ネットワーク会議、箕面小地区福祉会
		民生委員児童委員協議会	西小校区民生委員協議会総会
	地域	サロン・カフェ・つどい	ほっこりカフェ、ささえあいステーションCafé、有楽カフェ、百楽カフェ、虹のカフェ、キラキラカフェ
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	西小校区ささえあい推進会議、箕面小校区ささえあい推進会議、顔の見える総合相談・支援事業事業検証会
北部・西南	会議	地域密着型サービス事業所運営推進会議・圏域事業所	小規模多機能ホームこのか運営推進会議、グループホームライブラリ箕面Ⅰ運営推進会議
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	西南小地区福祉会、南小地区福祉会、とどろみの森学園地区福祉会
		民生委員児童委員協議会	西南小校区民生委員地区会、南小校区民生委員地区会
	地域	サロン・カフェ・つどい	哲学カフェ、森町哲学カフェ、のんあるバー、あったかひろば、認知症居酒屋
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	とどろみの森学園地区敬老会、桜ヶ丘老人いこいの家認知症サポーター養成講座、南小地区民生委員児童委員協議会認知症サポーター養成講座、認知症カフェ研修、池田泉州銀行福祉相談会、認知症カフェネットワーク総会
中東部	会議	地域密着型サービス事業所運営推進会議・圏域事業所	アケソニア運営推進会議、華の家運営推進会議、圏域内居宅介護支援事業所勉強会、巽今宮病院医療介護連携会議
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	萱野北小地区福祉会運営委員会、豊川南小校区小地域ネットワーク会議
		民生委員児童委員協議会	萱野北小校区民生委員地区会、豊川南小校区民生委員地区会、萱野東小校区民生委員地区会
	地域	サロン・カフェ・つどい	ささえカフェ、白島支えあいカフェ、スマイルカフェ、せんばカフェ、今宮カフェ、阪大カフェ、豊川南哲学カフェ、藤和サロン、白島扇の会、男性介護者のつどい、メゾン青松園サロン、青松園体操サロン、あいあいカフェ、如意谷はつらつ会、豊川南いきいきサロン、西宿憩いの会、今宮千歳サロン、西宿憩いカフェ
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	萱野北小校区ささえあい推進会議、萱野北小地区防犯教室、萱野北小地区福祉会認知症サポーター養成講座、若竹親睦会、大阪信用金庫認知症サポーター養成講座、山手まつり、船場エリア小地域ささえあい会議、如意谷3・4丁目エリア小地域ささえあい会議、高齢者の集い、豊川南小地区敬老の集い、豊川南地区敬老会、萱野東小地区敬老会

地区組織活動参加状況（団体名一覧）

包括	種別		団体名等
東部	会議	地域密着型サービス事業所運営推進会議・圏域事業所	小規模多機能ひねもす運営推進会議、圏域内居宅介護支援事業所勉強会、グループホームロスカーロ運営推進会議
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	豊川北小地区福祉会、東小校区小地域ネットワーク会議
		民生委員児童委員協議会	豊川北小校区民生委員地区会
	地域	サロン・カフェ・つどい	間谷住宅いきいきサロン、虹のサロン、豊川住宅ふれあいサロン、喫茶とよきた、若草会、みどりの会、間谷第2住宅ふれあいサロン、彩りカフェ、粟生外院の会、新家さわやかサロン、エルグレースカフェ、山の口しあわせサロン、外院の里サロン、東山いきいきカフェ、グリーンヒルサロン、奥サロン、豊川北小地区サロン交流会
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	豊川北小校区ささえあい推進会議、東小校区ささえあい推進会議、彩都の丘学園校区ささえあい推進会議、豊川北小地区小地域ささえあい会議、東小地区小地域ささえあい会議、東小地区敬老のつどい、彩都の丘小地区敬老会、東小校区地区防災委員会、彩都健康体操サークル、生いろはクラブ、一声訪問員研修会・交流会、東部包括認知症サポーター養成講座、鐘の鳴る家友の会懇談会、豊北小地域ささえあい会議、豊川北小地区避難所運営ゲーム研修会
中西部	会議	地域密着型サービス事業所運営推進会議・圏域事業所	ポラリスデイサービスセンター箕面牧落運営推進会議、あそびりクラブ西小路の家運営推進会議、中西部圏域介護サービス事業所ネットワーク会議
		小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ会議・地区福祉会	北小校区地区福祉会、中小校区小地域ネットワーク会議、萱野小校区小地域ネットワーク会議、北小校区ブロック会議
		民生委員児童委員協議会	北小校区民生委員地区会、中小校区民生委員地区会
	地域	サロン・カフェ・つどい	さくら通りカフェ、ぶらりカフェ、サンカフェ、くすの木カフェ、箕面唐池公園オレンジカフェ、喫茶南の家
		自治会・ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ等	北小校区ささえあい推進会議、中小校区ささえあい推進会議、萱野小校区ささえあい推進会議、サンドラッグ出張相談会、萱野小地区小地域ささえあい会議、中小地区小地域ささえあい会議、中小地区福祉セミナー、萱野老人いこいの家認知症講話、北小校区敬老会、中小校区敬老会、萱野小校区敬老会

【介護予防ケアマネジメント業務】

(9)予防給付及び総合事業のケアプラン原案作成を居宅介護支援事業所へ委託した件数(割合)

委託包括

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
西部	包括作成件数	663	644	1,307	603	671	1,274
	委託作成件数	1,471	879	2,350	1,340	827	2,167
	委託割合	68.9%	57.7%	64.3%	69.0%	55.2%	63.0%
	委託増減率(前年度比)	-0.0%	2.5%	1.3%	0.1%	▲4.6%	▲1.6%
	同一法人委託作成件数			119			98
	同一法人委託割合			5.1%			4.5%
	同一法人委託増減率			0.5%			▲1.9%

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
北部・西南	包括作成件数	389	375	764	482	290	772
	委託作成件数	1,577	924	2,501	1,302	1,137	2,439
	委託割合	80.2%	71.1%	76.6%	73.0%	79.7%	76.0%
	委託増減率(前年度比)	7.2%	-8.5%	0.6%	3.1%	7.3%	5.1%
	同一法人委託作成件数			166			280
	同一法人委託割合			6.6%			11.5%
	同一法人委託増減率			▲4.8%			▲8.2%

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
中東部	包括作成件数	1,003	545	1,548	857	706	1,563
	委託作成件数	1,080	682	1,762	845	544	1,389
	委託割合	51.8%	55.6%	53.2%	49.6%	43.5%	47.1%
	委託増減率(前年度比)	2.2%	12.1%	6.2%	▲4.9%	2.4%	▲2.0%
	同一法人委託作成件数			35			10
	同一法人委託割合			2.0%			0.7%
	同一法人委託増減率			1.3%			▲7.9%

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
東部	包括作成件数	780	552	1,332	727	587	1,314
	委託作成件数	1,247	700	1,947	909	599	1,508
	委託割合	61.5%	55.9%	59.4%	55.6%	50.5%	53.4%
	委託増減率(前年度比)	6.0%	5.4%	5.9%	▲0.6%	▲1.6%	▲0.9%
	同一法人委託作成件数			53			70
	同一法人委託割合			2.7%			4.6%
	同一法人委託増減率			▲1.9%			▲2.0%

直営包括

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
中西部	包括作成件数	1,150	672	1,822	958	757	1,715
	委託作成件数	1,263	855	2,118	1,309	891	2,200
	委託割合	52.3%	56.0%	53.8%	57.7%	54.1%	56.2%
	委託増減率(前年度比)	▲5.4%	1.9%	▲2.4%	51.8%	57.8%	54.3%

	内訳	令和7年度			令和6年度		
		予防給付	総合事業	計	予防給付	総合事業	計
合計	包括作成件数	3,985	2,788	6,773	3,627	3,011	6,638
	委託作成件数	6,638	4,040	10,678	5,705	3,998	9,703
	委託割合	62.5%	59.2%	61.2%	61.1%	57.0%	59.4%
	委託増減率(前年度比)	1.4%	2.1%	1.8%	▲2.5%	▲0.2%	▲1.5%

(10)介護予防ケアプラン委託先一覧

（単位:件）

圏域		事業所名	西部		北部・西南		中東部		東部		中西部		合計			
			委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	圏域小計 委託	圏域小計 新規
箕面市	西部	あじさい箕面ケアセンター	126	1	101	2	0	0	40	3	31	0	298	6	1,970	39
		すみれケアプランセンター	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
		(有)ユニバース	74	0	28	4	0	0	0	0	0	0	102	4		
		ケアプラン仁	95	0	56	0	10	3	12	0	68	0	241	3		
		ケアプランセンターかりん	43	0	0	1	0	0	0	0	10	0	53	1		
		ケア・プラン・思いやり	55	0	14	2	0	1	0	0	12	0	81	3		
		夕鶴箕面営業所	39	0	94	4	12	0	137	2	110	4	392	10		
		ピースケアセンター桜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ケアプランきぼう	3	0	0	0	0	0	0	0	13	0	16	0		
		あまねケアプランセンター	69	0	94	2	8	0	12	0	58	0	241	2		
		我が家ケアプランセンター	111	0	261	0	24	0	35	1	29	0	460	1		
		かーむケアプランセンター	53	5	7	0	0	1	14	0	6	2	80	8		
		ケアプランセンターBee	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	4	1		
	北部・西南	照葉の里居宅介護支援事業所	51	0	166	8	0	0	0	0	12	0	229	8	1,314	79
		クレールケアプラン	121	5	179	15	3	1	0	0	11	1	314	22		
		あそびりクラブ居宅介護支援事業所	243	11	355	13	2	1	12	0	48	9	660	34		
		ケアマネビレッジ箕里	39	1	12	0	0	0	11	0	0	0	62	1		
		あい・シビル箕面ケアプランセンター	2	1	2	1	30	9	15	3	0	0	49	14		
	中西部	SOMPOケア箕面唐池公園 居宅介護支援事業所	56	0	8	1	12	0	0	0	82	3	158	4	2,358	117
		エルケア箕面ケアプランセンター	85	5	24	0	61	6	27	1	19	3	216	15		
		ケアプラン元気づくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ケアプランセンターポプラ箕面	143	0	79	1	26	2	29	1	158	4	435	8		
		ケアプランセンター アリス箕面	56	0	12	0	11	2	12	0	31	3	122	5		
		紅葉の郷ケアプランセンター	12	0	0	0	21	3	1	1	88	0	122	4		
		箕面市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	1	0	12	1	35	3	9	6	94	10	151	20		
		しずかケアプランセンター	55	0	36	0	29	0	39	2	119	5	278	7		
		ケアプランのりむら	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	24	0		
		ケアプランひまわり	77	0	37	0	52	4	65	1	145	1	376	6		
		恵ケアプランセンター箕面牧落171号店	17	0	0	0	55	4	97	9	58	0	227	13		
		みそらケアプランセンター	33	0	32	2	83	5	17	3	18	0	183	10		
		みのおリハビリケアプランセンター	0	0	11	2	10	10	8	4	37	9	66	25		
	中東部	居宅介護支援事業所箕面の郷	0	0	0	0	138	9	117	6	0	0	255	15	2,383	109
		ホームケア北摂	77	0	26	1	128	4	224	4	141	5	596	14		
		居宅介護支援事業所 アケソニア	38	0	14	0	116	10	103	5	50	1	321	16		
		あかつき居宅介護支援事業所	119	1	8	1	120	5	146	6	58	3	451	16		
		白島荘居宅介護支援事業所「はくしま」	12	0	4	0	63	5	53	3	20	0	152	8		
		巽ケアプランセンター箕面	0	0	0	0	71	2	75	0	12	0	158	2		
		ケアプランセンターかえで	22	1	14	0	98	6	30	4	0	0	164	11		
		あすはケアプランセンター	36	0	22	0	35	9	36	1	47	2	176	12		
		在宅看護センターあゆみ居宅介護支援事業所	28	0	21	0	0	0	20	4	6	4	75	8		
		ケアプランセンター もみじ	7	0	0	0	28	7	0	0	0	0	35	7		
	東部	ケアプランガラシア	4	0	0	0	38	1	179	7	12	0	233	8	694	39
		箕面グリーンビィラ居宅介護支援事業所	3	0	0	0	12	0	104	1	4	0	123	1		
		リーベケアプラン	0	0	0	0	12	1	14	0	8	0	34	1		
		ケアプランセンター愛ねっと	43	0	0	0	104	15	43	2	114	12	304	29		

（単位：件）

圏域		事業所名	西部		北部・西南		中東部		東部		中西部		合計			
			委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	委託件数	新規件数	圏域小計 委託	圏域小計 新規
大阪府	大阪市	スーパー・コートケアプランセンター	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3	0	59	7
		恵ケアプランセンター淀川十三事業所	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0		
		くるみの木	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
		ケアプランセンタータオ	0	0	0	0	0	0	34	6	0	0	34	6		
		介護支援センターライトナウ	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	9	1		
.	池田市	水月ケアプランセンター	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12	0	404	4
		ケアプランセンターりんく	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0		
		マックシールドットコム	0	0	251	2	0	0	8	0	55	0	314	2		
		古江台ホール居宅介護支援事業所	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0		
		ハッピークラブ・ケアプランセンター	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0		
		やわらケアサポート	0	0	12	0	0	0	0	0	6	2	18	2		
	吹田市	高津介護支援センター	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	28	0
		のどかケアプランセンター	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0		
		きのこケアプランセンター	0	0	0	0	1	0	0	0	21	0	22	0		
	豊中市	千里中央ケアプランセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	634	3
		ベネッセ介護センター豊中	7	0	0	0	0	0	0	0	21	0	28	0		
		ループケアプランセンター	9	0	35	0	0	0	12	0	45	0	101	0		
		葵ケアプランセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0		
		さくらそう豊中	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
		ケアプラン涼風	115	0	39	0	0	0	8	0	46	0	208	0		
		ケアプランかんのん	0	0	0	0	0	0	12	2	0	0	12	2		
		ほうせんかケアプランセンター豊中	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
		みらい豊中ステーション	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0		
		ニチイライフケア豊中居宅介護支援事業所	0	0	1	0	3	0	15	0	20	0	39	0		
		居宅総合支援センター北摂	0	0	192	0	0	0	0	0	28	1	220	1		
		ケアプランoffice	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
	豊能町	ケアプランセンター愛ねっと	34	0	18	0	0	0	0	0	0	0	52	0	87	1
		リベラルケアプランセンター	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	8	1		
		ケアプランセンター祥雲館	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	27	0		
他府県	兵庫県	ミヤケ薬局居宅介護支援事業所	54	0	23	0	0	0	0	0	0	0	77	0	128	1
	兵庫県	居宅支援総合センター阪神	14	0	20	0	0	0	0	0	3	0	37	0		
	宮崎県	あおば居宅介護支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0		
	山形県	サン十字居宅介護支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		
	鳥取県	ル・ソラリオン名和	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	1		
			2,310	31	2,421	65	1,456	129	1,848	89	2,024	85	10,059	399	10,059	399

(11)相談対応事例

【中西部包括】 **進行性の難病で、身寄りもないが、在宅生活を強く希望されたケース**
〇相談概要：担当ケアマネジャーから、病気の進行により入退院が増え、本来すべきでないシャドウワーク（公共料金の支払、入退院に係る手続など）も増えてきていると相談が入る。終末期を迎えるにあたって担当ケアマネジャーとして大きな不安（死後事務の負担など）を抱えていた。
〇対応：本人へ成年後見制度の利用などを打診するも強く拒否。病院の相談員や在宅時の主治医と密に連携を取り、本人に対し、ケアマネジャーが本来すべきでない業務を行っていることを繰り返し説明した。在宅に戻るにあたり、在宅時の主治医が、民間の身元保証サービスを利用することなどを記載した同意書を作成し本人に説明。本人も納得のうえ支援者の前で署名した。
〇結果：後日、民間の身元保証サービスと契約され、在宅生活が再開。担当ケアマネジャーが担っていた多くのシャドウワークの負担はなくなった。在宅に戻り、各支援者への言動も柔和となり、本人のペースで穏やかに過ごせるようになった。

【西部包括】 **日常生活自立支援事業（まかせてねット）の契約が継続できず、施設入所となったケース**
〇相談概要：金融機関Ａから、対象者が古い通帳を持参して「現金化したい」と来店、通帳が使えないことを説明しても納得されないと相談が入る。金融機関Ｂからも、対象者から連日電話での問い合わせがあり、「口座のお金の出入りに心当たりがない、銀行が勝手にやっている」と言われ、警察への連絡を勧めているが納得されず困っていると相談が入る。独居で生活保護受給、子とは疎遠。
〇対応：対象者の訴えは「盗られた」等金銭にまつわる被害的なことが中心。訪問を重ね生活の困りごとを把握し、ライフラインの支払に滞納があったため口座振替に変更、要介護認定を受け介護保険サービスを導入、歩行状態の悪化があり往診に切り替えた。自身でキャッシュカードを使えなくしてしまう、２つの口座が管理できない等あり、日常生活自立支援事業（まかせてねット）につないだ。子の連絡先を把握し、報告・相談しながら支援を進めた。
〇結果：日常生活自立支援事業の契約をし、口座を一本化できたが、１週間後には解約の意向を示し、関係機関に「通帳・印鑑を返してほしい」と頻回に電話。地域ケア会議を行い、通帳・印鑑を対象者に返却。要介護度の見直し・施設見学を行い、サービス付き高齢者向け住宅に入居予定。

【北部･西南包括】 **内縁の夫が認知症のある内縁の妻の介護を担うケース**
〇相談概要：本人は認知症状あり、内縁夫が介護を担っている。認知症が進行しており、マンションの他人の部屋に入ろうとするなどトラブルが複数発生。排泄失敗もあり、内縁夫の介護負担が増大。担当ケアマネジャーは今後本人が施設入所などが必要になる場合に備えて、法律的に内縁夫の権利などについて知りたいという相談。

〇対応：市の地域包括支援センター法律支援事業を利用し、担当ケアマネジャーと管理者も参加し、弁護士から内縁関係の法律解釈、支援の助言を受ける機会を設けた。
〇結果：法律支援事業の後、地域ケア個別会議を開催。今後の支援方針を共有した。法律によりできる範囲を知ることで、担当ケアマネジャーの心理的負担が軽減された。

【中東部包括】 **医師の助言により、認知症の受入れがうまくいったケース**
〇相談概要：認知症のある高齢者夫婦。２人いる子どもとの関係が悪く、長男とは絶縁状態である。夫が妻の認知機能の低下を認めたがらず、妻に対して大きな声で怒鳴ることも度々あり、近隣住民から警察への通報もあって複数回出動している状態であった。
〇対応：定期的に訪問し介護サービスの導入を図るが、夫婦ともにプライドが高くサービス拒否であった。そうした中で、夫の認知機能が急速に低下し、生活が立ち行かなくなったため、夫と共に精神科を受診した。夫の認知機能の低下によってサービス導入が必要不可欠であることを医師から助言し、夫婦の介護保険サービスの利用へとつながった。
〇結果：介護保険サービスの利用につながったことで生活状況は落ち着いたが、続いて金銭管理の失敗も多くなった。そのため、成年後見制度の説明を行い本人納得のもと弁護士が保佐人となり、生活面・金銭面ともに安定した生活を送れるようになった。

【東部包括】 **金銭管理が困難で、地域住民や事業所等と見守り、支援したケース**
〇相談概要：要支援２、独居高齢者であり、生活保護受給者。金銭管理ができず、担当ケアマネジャーの訪問時にお金がないとの発言もあった。夜間の妄想や、COPD（慢性閉塞性肺疾患）により在宅酸素を使用、継続的な通院の必要性があるが、その移動にかけるお金がない状況となり、担当ケアマネジャーから包括へ相談が入る。
〇対応：対象者宅訪問。自宅に問題がある様子はないが、本人よりガス代と携帯代が支払えず止められていると発言あり。日常生活自立支援事業（まかせてねット）に確認すると、令和 7 年 3 月末契約、4 月に生活保護費の一部を預かった。家賃滞納が 3 か月分あり、大家から家を出るよう催促があったため、何より先に家賃を払うようにと、本人同意の上で金銭管理を始めた。食費を切り詰め、米を買わずパスタにする等、支出を抑える工夫をされるも、3 か月先に赤字になる試算により地域ケア会議を開催。
〇結果：地域ケア会議で多職種にて情報整理を行う。利用中の居宅サービス事業所（訪問介護、訪問看護、薬局の薬剤師による介護予防居宅療養管理指導など）、地域の民生委員、市職員、社協職員が参加。声掛け見守りや、事業所への支払の先延ばし等の協力、移動手段の確認や生活費の見直し、サービスの見直し等の対応により、生活が立て直せた。更新申請で要介護 1 認定となり、サービス量が増やせたことで、現在は生活が安定している。

４．令和７年度地域包括支援センターの市事業評価について

（１）地域包括支援センターの事業評価の流れ

ア）各地域包括支援センターの自己評価
令和７年度第３回介護サービス評価専門員会議において実施済

イ）市の評価（令和８年度第１回介護サービス評価専門員会議において報告）
ヒアリング結果（意見交換会及び地域包括支援センター全体会議での運営状況確認）等をもって総合評価する。

（２）評価結果（総評）

■西部地域包括支援センター

- 地域包括支援センターへの三職種（準ずる者を含む）４人の配置については、職員の退職・異動等により補充ができず、長期間にわたり配置がなされないことのないよう、措置を講じること。（６か月間社会福祉士１人不在）
- 目標（令和７年度事業計画）に対する取組に対し、センターとして必要とされる職務及び業務については、圏域のサロンやカフェ等へ毎月参加し、地域の多様な関係機関との顔の見える関係づくりを継続的に行うことにより気になる方の相談を受ける機会が増えるなど、概ね予定どおり遂行できた。

■北部・西南地域包括支援センター

- 実績報告書の作成について、期日を過ぎての報告となったことがあり、決められた期日までに適切に報告書を提出するよう努めること。
- 目標（令和７年度事業計画）に対する取組に対し、センターとして必要とされる職務及び業務については、圏域内で３か所目となる認知症カフェ立ち上げの企画段階から関与し、地域住民が認知症についての理解を深める啓発活動などに積極的に取り組むなど、概ね予定どおり遂行できた。

■中東部地域包括支援センター

- 実績報告書の作成について、期日を過ぎての報告となったことがあり、決められた期日までに適切に報告書を提出するよう努めること。
- 目標（令和７年度事業計画）に対する取組に対し、センターとして必要とされる職務及び業務については、消費生活センターと合同で消費者被害防止に関する介護支援専門員向け研修を実施するなど、概ね予定どおり遂行できた。

■東部地域包括支援センター

- 実績報告書の作成について、期日を過ぎての報告となったことがあり、決められた期日までに適切に報告書を提出するよう努めること。
- 目標（令和７年度事業計画）に対する取組に対し、センターとして必要とされる職務及び業務については、地域のサロンやカフェなど関係機関が参加する会議などに積極的に参加し、連携を強化するなど、概ね予定どおり遂行できた。

■中西部地域包括支援センター

- 実績報告書の作成について、期日を過ぎての報告となったことがあり、決められた期日までに適切に報告書を提出するよう努めること。

- 目標（令和７年度事業計画）に対する取組に対し、センターとして必要とされる職務及び業務については、ささえあいステーション職員と月１回、個別課題がある高齢者等の情報共有や地域課題解決に向けた意見交換を積極的に行うなど、概ね予定どおり遂行できた。

5. 令和7年度決算及び令和8年度予算報告

委託地域包括支援センターの令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額について　（単位:円）

年度	センター名	委託				合計
		西部	北部・西南	中東部	東部	
	法人名	(福)暁光会	(福)翠明社	(福)箕面市 社会福祉協議会	(福)大阪府 社会福祉事業団	
令和7年度	予算額	33,131,611	35,316,240	36,346,527	30,461,562	135,255,940
	決算見込額	29,214,486	31,804,087	34,463,725	30,038,206	125,520,504
令和8年度	予算額	34,226,570	37,518,930	41,654,521	32,375,275	145,775,296

直営地域包括支援センターの令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額について

（単位:円）

年度	センター名	中西部
令和7年度	予算額	57,326,000
	決算見込額	54,962,753
令和8年度	予算額	50,826,000

6. 令和8年度事業計画

令和8年度　箕面市中西部地域包括支援センター事業計画書

１　運営方針

市の示す地域包括支援センター運営基本方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、箕面市中西部地域包括支援センターを設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

（1）地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

（2）長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（3）予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

２　運営体制

運営主体	箕面市
設置場所	萱野 5-8-1（総合保健福祉センター内）
業務時間	月曜日～金曜日　午前 8 時 45 分～午後 5 時15分 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
相談受付時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後 5 時 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
夜間・緊急時の対応	留守電対応　警備室に架電があった場合は、管理者へ連絡
職員体制	主任介護支援専門員2、社会福祉士1、保健師1 プランナー3
担当小学校区	北小校区、中小校区、萱野小校区

３　事業計画

（1）総合相談支援業務

①窓口相談　地域包括支援センターで随時受付

②電話相談　地域包括支援センターで随時受付

③実態把握　訪問等必要に応じて随時実施

（2）権利擁護業務

①相談

②関係者・関係機関との会議

③高齢者虐待防止に向けた普及活動及び高齢者虐待や困難事例の早期発見・早期対応、養護者支援

④成年後見制度、消費者被害の防止に関する諸制度の活用

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への支援

①介護支援専門員との連絡・調整、ケース検討

②困難ケース等の相談、同行訪問

○日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進

①自立支援型個別会議、地域ケア個別会議、虐待事案個別会議の開催

②多職種連携元気サポート会議への参加

③地域ケアレビュー会議、虐待事案レビュー会議への参加

④圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、情報交換会等の開催

⑤介護サービス評価専門員会議への参加

⑥医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携

⑦地域とのネットワークの構築

⑧地域福祉コーディネーターとの協働

（4）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる 「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」を設定し、これまでの日常生活に戻れるよう支援する

○自立に向けたサービス利用の流れ

①窓口での相談

②訪問指導・サービス担当者会議の実施

③短期目標・長期目標の設定

④目標を達成するための各種サービスの利用

⑤目標達成確認

短期目標が未達成の場合は、その原因を追求し、問題となる事柄を洗い出して対策を考えスムーズに計画が運ぶよう修正していく

短期目標を達成した場合は長期目標に向けて達成するための要素を細分化し、目標を達成するために何をすればいいかを明確にしていく。

４　箕面市中西部地域包括支援センター重点計画

業務ごとの重点計画及び指標･目標値

項目	令和７年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
総合相談支援業務	【評価できる点】 ささえあいステーションとの定例的な情報共有会議により、連携を強化できた。 各校区で顔の見える関係づくりを進め、目標としていた資源開発（サンドラッグでの介護相談･クーネロコでの認知症カフェの開設）やネットワークの強化ができた。 【改善が必要な点】 包括や各専門職の機能や役割を民生委員等に理解･周知してもらう必要がある相談ケースが増えている。	【総合相談】 多種多様な相談を受け、地域における適切な医療･保険･福祉サービス、機関又は制度につなげる。	広報ツールとして、引き続きマグネットの配布により、地域住民に包括を周知する。（新規ケース全件）
		【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見･早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充、強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。
		【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	ささえあいステーションと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。
権利擁護業務	【評価できる点】 地域住民に向けた消費者被害や遺言に関する研修会を行った。 地域内の介護支援専門員と虐待リスクの高い段階での早期連携ができた。 【改善が必要な点】 地域住民に対して、虐待防止に関する研修の実施ができていない。	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見･早期対応に取り組む。	住民向けの成年後見制度や高齢者虐待防止に関する研修会を開催する。（年2回以上）
		【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、金銭管理等が困難となっているケースの早期発見･早期介入を行い、利用促進に努める。	
		【消費者被害防止】 消費生活センターや警察と連携し、消費者被害に関する情報を地域へ発信する。	消費生活センターや警察からの啓発チラシを高齢者宅訪問時に持参し、啓発を強化する。（新規ケース全件）
包括的・継続的ケアマネジメント業務	【評価できる点】 高齢者の抱える課題について、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で介護支援専門員等と情報共有できた。 【改善が必要な点】 圏域内の介護支援専門員が減少している中で、ハラスメントや身寄りのない利用者の権利擁護等支援困難ケースが増えている。	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 介護支援専門員から相談があった支援困難ケースについて、積極的に後方支援を行う。	三職種で対応方針を検討し、的確な後方支援ができる体制を整える。
		【介護支援専門員への支援】 日常業務や会議等で介護支援専門員等との関係構築に努め、相談しやすい環境をつくる。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年２回開催し、介護支援専門員等との連携や情報共有を継続する。

項目	令和７年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
	【改善が必要な点】 目標の年７回開催未達成であった。(実績２回)	【地域ケア会議】 年８回開催する。	年８回、８ケース以上の検討を行う。
介護予防ケアマネジメント業務	【評価できる点】 地区福祉会や地域のサロンに出向き、介護予防･健康づくり、認知症に関する講話を実施することができた。 【改善が必要な点】 総合事業に対する知識が不十分な介護支援専門員がいる。	【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】 ①地区福祉会や地域のサロンに出向き、介護予防の啓発に積極的に取り組む。 ②箕面市の総合事業について介護支援専門員へ再周知し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指す。	①地域のサロンなどに出向き介護予防･健康づくり、認知症、に関する講話を行う。(年3回以上) ②圏域内の介護支援専門員に対し、ケースを通して総合事業に関する知識の再周知を行う。
地域課題に対する取組方針	【「見守り」に対する取組】 ○地域課題：認知症で独居、支援者不在のため、地域住民の見守りが必要であるが、地域との関係が希薄であり、見守りを好まない支援拒否ケースが増加している。 ○取組内容：昨年度に引き続き、地域ケア会議等に民生委員や地域住民の参加を促し、また、各小学校区の会議(北小ブロック会議、中小ネットワーク会議、萱野小一声訪問員交流会)にて情報共有を図り、地域での見守り体制を検討する。 【「医療・介護連携」に対する取組】 ○地域課題：医療と介護の連携が必要な支援困難ケースが増加している。 ○取組内容：病識の欠如、精神疾患、介護力のない本人･家族等の支援には、主治医をはじめ、多機関での情報共有、連携が必要であることから、昨年度に引き続き、主治医を交えた地域ケア会議の開催や、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議の事例検討のテーマに包括が対応しているケースを挙げて、事例検討を行う。		

令和8年度　箕面市西部地域包括支援センター事業計画書

1　運営方針

市の示す地域包括支援センター運営基本方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、箕面市西部地域包括支援センターを設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

（1）地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

（2）長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（3）予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

2　運営体制

運営主体	社会福祉法人　暁光会
設置場所	西小路5-4-20　オフィスワイ4階
業務時間	月曜日～金曜日　午前８時 30 分～午後５時 30 分 平日祝日営業（年末年始（12/29～1/3）を除く）
相談受付時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後５時 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
夜間・緊急時の対応	留守電対応　あかつき特別養護老人ホームの電話番号を案内
職員体制	主任介護支援専門員1、社会福祉士1、看護師2 プランナー2
担当小学校区	箕面小校区、西小校区

3　事業計画

（1）総合相談支援業務

①窓口相談　地域包括支援センターで随時受付

②電話相談　地域包括支援センターで随時受付

③実態把握　訪問等必要に応じて随時実施

（2）権利擁護業務

①相談

②関係者・関係機関との会議

③高齢者虐待防止に向けた普及活動及び高齢者虐待や困難事例の早期発見・早期対応、養護者支援

④成年後見制度、消費者被害の防止に関する諸制度の活用

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への支援

①介護支援専門員との連絡・調整、ケース検討

②困難ケース等の相談、同行訪問

○日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進

①自立支援型個別会議、地域ケア個別会議、虐待事案個別会議の開催

②多職種連携元気サポート会議への参加

③地域ケアレビュー会議、虐待事案レビュー会議への参加

④圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、情報交換会等の開催

⑤介護サービス評価専門員会議への参加

⑥医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携

⑦地域とのネットワークの構築

⑧地域福祉コーディネーターとの協働

（4）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる 「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」を設定し、これまでの日常生活に戻れるよう支援する

○自立に向けたサービス利用の流れ

①窓口での相談

②訪問指導・サービス担当者会議の実施

③短期目標・長期目標の設定

④目標を達成するための各種サービスの利用

⑤目標達成確認

短期目標が未達成の場合は、その原因を追求し、問題となる事柄を洗い出して対策を考えスムーズに計画が運ぶよう修正していく

短期目標を達成した場合は長期目標に向けて達成するための要素を細分化し、目標を達成するために何をすればいいかを明確にしていく

４　箕面市西部地域包括支援センター重点計画

業務ごとの重点計画及び指標･目標値

項目	令和7年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
総合相談支援業務	【評価できる点】 担当エリアを決め、専任者として動くことで、一貫した相談ができ、ケースの状況把握ができた。会議やカフェでの相談も増えつつある。 【改善が必要な点】 精神的な関わりが必要な方が増えており、専任者だけではなく、これまで以上に、他の職員や、各関係機関の協力が必要である。	【総合相談】 継続的に、包括の周知活動を行う。	新規相談者や来所者に向けた、マグネットの配布を行い、周知する。（年 300 枚）
		【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見・早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充、強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。
		【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	２か月に１回、ささえあいステーションと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。
権利擁護業務	【評価できる点】 圏域の介護支援専門員へ成年後見制度･終身サポート事業についての講演を行った。 西小･箕面小校区の住民へ警察による消費者被害防止についての講演を行った。 消費者被害防止の啓発チラシを配布し、注意を呼び掛けた。 【改善が必要な点】 成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止に関する研修が十分に実施できていない。	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見・早期対応に取り組む。	成年後見制度、高齢者虐待防止、消費者被害防止に関する研修会を開催する。（年２回以上）
		【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、利用促進に努める。	
		【消費者被害防止】 必要に応じて消費生活センターや警察と連携し、高齢者が消費者被害にあわないよう、情報共有、情報提供を行う。	消費生活センターや警察からの消費者被害防止の啓発チラシ等を高齢者宅訪問時に持参して注意を呼び掛ける。（新規ケース全件）
包括的・継続的ケアマネジメント業務	【評価できる点】 会議や来所時などを通して、介護支援専門員との関係構築に努め、相談しやすい環境作りに努めた。 【改善が必要な点】 対応は専任者が行うが、内容は他の職員も共有し、適切な支援を行えるようにする。	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 介護支援専門員が困難を抱えていることに早期に気付ける体制を整える。	三職種で対応ケースを共有し、より良い支援ができる体制を整える。
		【介護支援専門員への支援】 会議や日頃の業務を通じて介護支援専門員が困難を抱えていないか情報収集する。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年２回開催し、情報共有できる体制を継続する。

項目	令和7年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
	【地域ケア会議】 実積 実績7回、6ケースの検討を行った。うち、本人参加の会議が2ケースあった。	【地域ケア会議】 年８回開催する。	年８回、８ケース以上の検討を行う。
介護予防ケアマネジメント業務	【評価できる点】 介護支援専門員へ社会資源の情報提供が2回できた。 【改善が必要な点】 地域住民への介護予防啓発活動が少なかった。	【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】 ① 介護予防、疾病予防の啓発を行う ②介護支援専門員の業務を適正化し、介護予防ケアマネジメントの質が向上できる。	①高齢者が集う場に伺い、介護予防、健康増進の講話を行う。（年３回） ②圏域介護サービス事業所ネットワーク会議に付随し、介護支援専門員へ総合事業及び社会資源等の情報提供を行う。（年２回）
地域課題に対する取組方針	【「多分野・地域共生」に対する取組】 ○地域課題：認知症で独居。あるいは、本人や家族に精神疾患を患っている方が同居しているケースが多い。認知症や介護保険制度についての理解を得られにくいケースが増加している。 ○取組内容：引き続き多分野で地域ケア会議を開催し、役割分担を行う。サービスの変更などがあれば、その都度、支援者間で情報共有する。事例により、民生委員や近隣住民も会議に参加する。 --- 【「見守り」に対する取組】 ○地域課題：見守りが必要であるのにSOSが発信できずに把握されていない、あるいは、本人がサービス拒否されるケースがある。 ○取組内容：引き続き地域のサロン等への参加や民生委員、ささえあいステーションとの連絡を密にして、見守りが必要な対象者の把握や情報交換を行う。		

令和8年度　箕面市北部・西南地域包括支援センター事業計画書

1　運営方針

市の示す地域包括支援センター運営基本方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、箕面市北部・西南地域包括支援センターを設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

(1)地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

(2)長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(3)予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

2　運営体制

運営主体	社会福祉法人　翠明社
設置場所	桜井 1-13-22
業務時間	月曜日～金曜日　午前 8 時 45 分～午後 5 時15分 (祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)
相談受付時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後 5 時 (祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)
夜間・緊急時の対応	留守電対応 緊急時は休日・夜間対応携帯に入電後、各担当者に連絡
職員体制	主任介護支援専門員1、社会福祉士1、看護師2 プランナー2
担当小学校区	止々呂美小校区、西南小校区、南小校区

3　事業計画

(1)総合相談支援業務

①窓口相談　地域包括支援センターで随時受付

②電話相談　地域包括支援センターで随時受付

③実態把握　訪問等必要に応じて随時実施

（2）権利擁護業務

①相談

②関係者・関係機関との会議

③高齢者虐待防止に向けた普及活動及び高齢者虐待や困難事例の早期発見・早期対応、養護者支援

④成年後見制度、消費者被害の防止に関する諸制度の活用

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への支援

①介護支援専門員との連絡・調整、ケース検討

②困難ケース等の相談、同行訪問

○日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進

①自立支援型個別会議、地域ケア個別会議、虐待事案個別会議の開催

②多職種連携元気サポート会議への参加

③地域ケアレビュー会議、虐待事案レビュー会議への参加

④圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、情報交換会等の開催

⑤介護サービス評価専門員会議への参加

⑥医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携

⑦地域とのネットワークの構築

⑧地域福祉コーディネーターとの協働

（4）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる 「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」を設定し、これまでの日常生活に戻れるよう支援する

○自立に向けたサービス利用の流れ

①窓口での相談

②訪問指導・サービス担当者会議の実施

③短期目標・長期目標の設定

④目標を達成するための各種サービスの利用

⑤目標達成確認

短期目標が未達成の場合は、その原因を追求し、問題となる事柄を洗い出して対策を考えスムーズに計画が運ぶよう修正していく

短期目標を達成した場合は長期目標に向けて達成するための要素を細分化し、目標を達成するために何をすればいいかを明確にしていく

4　箕面市北部・西南地域包括支援センター重点計画

業務ごとの重点計画及び指標･目標値

項目	令和7年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
総合相談支援業務	【評価できる点】 複合課題を抱える世帯支援のために、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議でテーマとして取り上げ、地域の居宅介護支援事業所とともに学ぶ機会を設けた。 相談者にも職員にもわかりやすい資料配架に努め、以前と比べてより多様な情報が提供できるようになった。 【改善が必要な点】 複合課題を抱える事例、継続的な見守りが必要な事例について、リストアップして情報共有しているが、終結に関する決まりがあいまいなまま経過している。	【総合相談】 多様な情報提供ができるよう、日常的に資料の整理に努める。 【ネットワークの構築】 相談から支援に速やかにつながるよう、サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携に努める。 【実態把握】 共有事例について、終結基準を設ける。	スムーズな連携のために、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を開催し、顔の見える関係づくりを継続する（年２回）。 居宅介護支援事業所などとの地域ケア個別会議を開催する（年８回） ６月中に終結基準をルール化する。
権利擁護業務	【評価できる点】 8050 問題などのケースが増加傾向にある中で、障害分野の相談支援専門員と連携した対応ができた。 認知症サポーター養成講座を3回開催し、認知症に関する正しい情報や権利擁護について周知することができた。 【改善が必要な点】 権利擁護に関する情報発信の記録が未整備	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見、早期対応に取り組む。 【成年後見制度の啓発・活用】 社会福祉士が中心となって、市民に対して権利擁護に関する情報発信を行う。 【消費者被害防止】 サロンでの情報提供を継続する。併せて、民生委員や地域住民にも情報提供する。	地域住民向けに、権利擁護に関する情報を提供する機会を持つ。（年２回） 圏域内認知症カフェを継続して開催し、正しい知識を得ることができるような講話テーマとする。（毎月） サロンやカフェなどで、消費者被害情報をタイムリーに提供する。（毎月） 消費者被害に関する情報提供の記録を整備する。（情報提供時、年２回）

<table>
<tr><th>項目</th><th>令和7年度実績の自己評価</th><th>重点計画</th><th>指標･目標値</th></tr>
<tr><td rowspan="3">包括的・継続的ケアマネジメント業務</td><td rowspan="2">【評価できる点】
圏域介護サービス事業所ネットワーク会議の会場を小さな場所に変更し、講話形式から対話形式に変更したことで、事例共有や情報交換がしやすくなった。
【改善が必要な点】
地域ケア個別会議の周知が不十分。</td><td>【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】
支援困難事例について、積極的に地域ケア個別会議を活用する。
地域ケア個別会議の周知を図る。</td><td>地域ケア個別会議を開催する。(年8回)</td></tr>
<tr><td>【介護支援専門員への支援】
介護支援専門員とともに学ぶ機会を作る。</td><td>圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を開催する(年２回)。</td></tr>
<tr><td>【地域ケア会議】
目標の年７回開催は達成できなかった。
(実績2回、２ケース)</td><td>【地域ケア会議】
年８回開催する。</td><td>年８回、８ケース以上の検討を行う。</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメント業務</td><td>【評価できる点】
悪化予防に資するマネジメント業務に努めつつ、悪化した場合や悪化が予想される際は、居宅介護支援事業所と早期に連携できた。
【改善が必要な点】
委託ケースの計画書提出が遅い場合がある。</td><td>【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】
地域包括支援センターの計画作成担当者と居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携を円滑にする。</td><td>圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で事例検討を行う。(年２回)</td></tr>
<tr><td>地域課題に対する取組方針</td><td colspan="3">【「認知症」に対する取組】
○地域課題:認知症当事者の認知症受容に時間がかかり、介護や医療の介入が遅れてしまう。

○取組内容:サロンや認知症カフェなど様々な機会を通じて、新しい認知症観などの情報提供を行い、認知症に対する拒否的な考えが少なくなるよう取り組む。

【「サービス拒否」に対する取組】
○地域課題:同居する家族の拒否によって支援が進まない事例がある。家族が精神疾患や障害を有している事例が多く、チームでの支援が必要。

○取組内容:地域ケア会議を通じて、多職種がそれぞれの役割に応じた支援が可能となるよう取り組む。</td></tr>
</table>

令和8年度　箕面市中東部地域包括支援センター事業計画書

１　運営方針

市の示す地域包括支援センター運営基本方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、箕面市中東部地域包括支援センターを設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

（1）地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

（2）長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（3）予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

２　運営体制

運営主体	社会福祉法人　箕面市社会福祉協議会
設置場所	西宿 1-17-22 EAST-1 2 階（みのおキューズモール内）
業務時間	月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 30 分 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
相談受付時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後 5 時 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
夜間・緊急時の対応	携帯電話にて対応
職員体制	主任介護支援専門員2、社会福祉士2、看護師1 プランナー2
担当小学校区	萱野北小校区、萱野東小校区、豊川南小校区

３　事業計画

（1）総合相談支援業務

①窓口相談　地域包括支援センターで随時受付

②電話相談　地域包括支援センターで随時受付

③実態把握　訪問等必要に応じて随時実施

（2）権利擁護業務

①相談

②関係者・関係機関との会議

③高齢者虐待防止に向けた普及活動及び高齢者虐待や困難事例の早期発見・早期対応、養護者支援

④成年後見制度、消費者被害の防止に関する諸制度の活用

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への支援

①介護支援専門員との連絡・調整、ケース検討

②困難ケース等の相談、同行訪問

○日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進

①自立支援型個別会議、地域ケア個別会議、虐待事案個別会議の開催

②多職種連携元気サポート会議への参加

③地域ケアレビュー会議、虐待事案レビュー会議への参加

④圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、情報交換会等の開催

⑤介護サービス評価専門員会議への参加

⑥医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携

⑦地域とのネットワークの構築

⑧地域福祉コーディネーターとの協働

（4）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる 「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」を設定し、これまでの日常生活に戻れるよう支援する

○自立に向けたサービス利用の流れ

①窓口での相談

②訪問指導・サービス担当者会議の実施

③短期目標・長期目標の設定

④目標を達成するための各種サービスの利用

⑤目標達成確認

短期目標が未達成の場合は、その原因を追求し、問題となる事柄を洗い出して対策を考えスムーズに計画が運ぶよう修正していく

短期目標を達成した場合は長期目標に向けて達成するための要素を細分化し、目標を達成するために何をすればいいかを明確にしていく

４　箕面市中東部地域包括支援センター重点計画

業務ごとの重点計画及び指標･目標値

項目	令和7年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
総合相談支援業務	【評価できる点】 人口数、高齢化率をもとに担当割を再考した。 【改善が必要な点】 相談数に差がみられるため、業務分担の調整が必要。 ささえあいステーションとの意見交換の定期開催はできているが、更なる地域支援への展開が必要。	【総合相談】 更なる相談体制の整備のため、業務分担を調整し、支援体制を整える。	相談数や業務量をみて、担当割や業務分担を検討し調整する。
		【ネットワークの構築】 様々な関係機関やボランティア団体、地域住民とのネットワークをさらに拡充、強化し、地域包括ケアシステムを進める。	各地区福祉会や民生委員児童委員協議会等の会議に参加し情報共有を行う。
		【実態把握】 相談内容や地域活動を通して地域課題を把握し、その解決に努める。	ささえあいステーションとの定期的な情報交換を通して、地域課題等の実情に応じた取組を検討する。
権利擁護業務	【評価できる点】 認知症カフェ２か所を開催し、認知症について地域住民が理解を深めることができた。 認知症サポーター養成講座を年３回実施できた。 【改善が必要な点】 成年後見制度や消費者被害防止など権利擁護の啓発が十分できていない。 萱野北小校区での認知症カフェは、定期開催には至っていない。 萱野東小校区では、認知症サポーター養成講座ができていない。	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見･早期対応に取り組む。	早期発見のために民生委員児童委員協議会や地区福祉会等の地域団体を通じ地域住民へ啓発を行う。
		【成年後見制度の啓発･活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、利用促進に努める。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で専門職への周知を行う。
		【消費者被害防止】 認知症カフェの参加者や介護支援専門員に対して、消費者被害の実態や対応策などを発信していく。 担当全校区で、2か月に1回程度の認知症カフェの実施。 担当全校区で、認知症サポーター養成講座の実施。	箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会を通じて、市内の主任介護支援専門員を中心に研修を実施する。 萱野北小地区で認知症カフェを立ち上げ、定期開催を実施する。 萱野東小校区で、認知症サポーター養成講座を実施する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>令和7年度実績の自己評価</th><th>重点計画</th><th>指標・目標値</th></tr>
<tr><td rowspan="3">包括的・継続的ケアマネジメント業務</td><td rowspan="2">【評価できる点】
多機関協働に向けて、困難ケースや障害部門との連携について研修を開催した。
【改善が必要な点】
単身や身寄りのない事例で、介護支援専門員が抱える困難について、更なる後方支援を行う必要がある。</td><td>【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】
多職種間の連携を促し、定期的な会議や情報共有ができる場を提供する。</td><td>圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年2回開催し、様々な機関の情報共有をすることで多分野での連携を進める。</td></tr>
<tr><td>【介護支援専門員への支援】
複雑化する事例が多くなるため、介護支援専門員の主体的な実践力を高められるよう取り組む。</td><td>圏域ケアマネ研修会を年2回開催し、事例検討等を通して事業所同士の情報交換等を行う。
地域資源の有効活用を図り、ボランティア団体や地域住民と協力をした支援体制を進めていく。</td></tr>
<tr><td>【地域ケア会議】
目標の年７回開催未達成
（実績６回）</td><td>【地域ケア会議】
年８回開催する。</td><td>年８回、８ケース以上の検討を行う。</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメント業務</td><td>【評価できる点】
独歩が可能な市民に対しては、サロンや認知症カフェ等のインフォーマルな場につないだ。
【改善が必要な点】
介護支援専門員の不足が生じている。また要支援を担当してもらえる事業所も減少している。</td><td>【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】
①介護予防の啓発に積極的に取り組む。
②要支援の委託については、特定の事業所に偏りが出ないように圏域の各事業所へ依頼していく。</td><td>① 比較的外出が可能なかたに、サロンをはじめとしたインフォーマルな場の紹介を行うとともに、参加を促す。
②事業所負担を分散できるよう、介護支援専門員へ担当ケースの状況を聞き取り、状況を見ながら依頼をしていく。</td></tr>
<tr><td>地域課題に対する取組方針</td><td colspan="3">【障害課題や経済的課題等、課題が複数ある世帯に対する取組】
○地域課題：居住年数が長く、かつ近隣住民との関係も希薄で、課題が複合化・重篤化してから発見される傾向がある。

○取組内容：高齢サービス以外の課題について、他機関と積極的に連携して支援を行う。また、会合や支援を通して、様々な支援機関と情報共有を行い、支援体制を整える。

【身近なコミュニティへの外出が望ましいが、地域への抵抗を示すケースへの取組】
○地域課題：長く住む住民のコミュニティができている地域に、新たな住民が参加しにくいケースがある。

○取組内容：社協の地域福祉コーディネーターとの連携により、必要に応じて同行支援等を積極的に行い、新たなコミュニティへ参加しやすい環境づくりを行う。また、相談者の趣味等のニーズを聞き取り、柔軟なコミュニティづくりも検討する。</td></tr>
</table>

令和8年度　箕面市東部地域包括支援センター事業計画書

１　運営方針

市の示す地域包括支援センター運営基本方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、箕面市東部地域包括支援センターを設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

（1）地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

（2）長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（3）予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

２　運営体制

運営主体	社会福祉法人　大阪府社会福祉事業団
設置場所	粟生間谷西 6-7-7（奥自治会館 2 階）
業務時間	月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 30 分 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
相談受付時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後 5 時 （祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
夜間・緊急時の対応	留守番電話設定、緊急時対応として白島荘の番号をアナウンスし、緊急連絡網により連絡がある
職員体制	主任介護支援専門員2、社会福祉士1、看護師1 プランナー2
担当小学校区	豊川北小校区、東小校区、彩都の丘小校区

３　事業計画

（1）総合相談支援業務

①窓口相談　地域包括支援センターで随時受付

②電話相談　地域包括支援センターで随時受付

③実態把握　訪問等必要に応じて随時実施

（2）権利擁護業務

①相談

②関係者・関係機関との会議

③高齢者虐待防止に向けた普及活動及び高齢者虐待や困難事例の早期発見・早期対応、養護者支援

④成年後見制度、消費者被害の防止に関する諸制度の活用

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への支援

①介護支援専門員との連絡・調整、ケース検討

②困難ケース等の相談、同行訪問

○日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進

①自立支援型個別会議、地域ケア個別会議、虐待事案個別会議の開催

②多職種連携元気サポート会議への参加

③地域ケアレビュー会議、虐待事案レビュー会議への参加

④圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、情報交換会等の開催

⑤介護サービス評価専門員会議への参加

⑥医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携

⑦地域とのネットワークの構築

⑧地域福祉コーディネーターとの協働

（4）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

これまでの地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援をすることで、自立に向けた意欲の向上につなげる 「したい」「できるようになりたい」生活行為について、ケアマネジメントの中で具体的に「目標」を設定し、これまでの日常生活に戻れるよう支援する

○自立に向けたサービス利用の流れ

①窓口での相談

②訪問指導・サービス担当者会議の実施

③短期目標・長期目標の設定

④目標を達成するための各種サービスの利用

⑤目標達成確認

短期目標が未達成の場合は、その原因を追求し、問題となる事柄を洗い出して対策を考えスムーズに計画が運ぶよう修正していく

短期目標を達成した場合は長期目標に向けて達成するための要素を細分化し、目標を達成するために何をすればいいかを明確にしていく

４　箕面市東部地域包括支援センター重点計画

業務ごとの重点計画及び指標･目標値

項目	令和7年度実績の自己評価	重点計画	指標･目標値
総合相談支援業務	【評価できる点】 ささえあいステーションとの定例的な情報共有会議により、連携を強化できた。 包括の認知度向上の為、マグネットの作成･配布や、地域サロンに参加し、包括の啓発活動を継続することにより、支援依頼が入るようになった。 【改善が必要な点】 包括経験の浅い職員が複数名いるため、職員のスキルアップが必要。	【総合相談】 地域の方に、幅広く継続的に包括の周知活動を行い、丁寧に相談対応を行う。	包括業務に係る知識の向上を目指し、三職種に必要な研修参加を昨年度より増やす。
		【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見･早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充・強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。
		【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	地域福祉コーディネーターと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。（２か月に１回）
権利擁護業務	【評価できる点】 地域住民と協力し、認知症カフェ２か所を継続運営できている。住民向けの成年後見制度に関すること、高齢者虐待についての講話は２回以上開催できた。 地域のサロン等に警察に出向いて頂き、実際の消費者被害の情報を伝えてもらう等連携できた。 【改善が必要な点】 地域住民に対して成年後見制度や虐待防止研修が実施できていない。	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見･早期対応に取り組む。 【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、金銭管理等に困っている方の早期発見・早期対応を行う。	地域住民と協力し、認知症カフェ２か所を継続運営できており、住民向けの成年後見制度や高齢者虐待防止に関する講話をサロンやカフェにて実施する。（年２回以上）
		【消費者被害防止】 消費生活センターや警察と連携し、消費者被害に関する情報を地域へ発信する。	消費生活センターや警察からの啓発チラシをサロン参加時や初回訪問時に持参し、啓発を強化する。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	【評価できる点】 圏域介護サービス事業所ネットワーク会議や、圏域ケアマネ勉強会（中東部包括と共催）等で、介護支援専門員等と情報共有ができた。	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 介護支援専門員から相談があった支援困難ケースについて、積極的に後方支援を行う。必要があれば地域ケア会議につなげる。	三職種で対応方針を検討し、的確な後方支援ができる体制を整える。 地域ケア会議の具体的なあり方について、市や包括で共通認識を深める。

<table>
<tr><th>項目</th><th>令和7年度実績の自己評価</th><th>重点計画</th><th>指標･目標値</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>【改善が必要な点】
圏域内の介護支援専門員が減少している。</td><td>【介護支援専門員への支援】
圏域介護サービス事業所ネットワーク会議、圏域ケアマネ研修会を開催し、介護支援専門員やサービス事業所と有益な情報共有をする。</td><td>圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年２回、圏域ケアマネ研修会を年２回開催し、介護支援専門員等との連携や情報共有を継続する。
介護支援専門員の業務負担が軽減できるように、市と包括が地域課題として協働・協議・支援する具体策を検討する。</td></tr>
<tr><td>【地域ケア会議】
目標の年７回開催未達成
（実績６回、５ケース実施）</td><td>【地域ケア会議】
年８回開催する。</td><td>年８回、８ケース以上の検討を行う。</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメント業務</td><td>【評価できる点】
サロンやカフェへ積極的に三職種が参加し、介護予防･認知症予防に関する啓発活動や健康に関する体操や講話を継続できている。

【改善が必要な点】
サロンやカフェへの新規利用者が増えていない状況。</td><td>【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】
介護予防講座や地域のサロンを紹介し、介護予防の啓発に積極的に取り組む。</td><td>相談対応時には、サロンやカフェ等の周知を行う。相談室のチラシ等の環境を整備し、訪問時には、必ずサロンやカフェの資料を持参する。</td></tr>
<tr><td>地域課題に対する取組方針</td><td colspan="3">【「意思決定支援」に対する取組】
○地域課題：本人に身寄りがないケースや家族の協力が得られず孤立しているケースでは、集合住宅等の地域住民とのつながりも希薄なため、本人の意思決定支援に困難がある。

○取組内容：安心･安全に暮らし続けられるよう、地域ケア会議等を通じて関係機関や地域住民との連携を強化し、意思決定支援を行うために、法的な相談体制や具体的な進め方について協議･実施していく。

【「見守り」に対する取組】
○地域課題：独居高齢者で頼れる身寄りがなく、地域住民による見守りが必要であるが、地域との関係希薄化により、本人が見守りを拒否するケースが増加しており、支援への結びつきが困難となっている。

○取組内容： 豊川北小校区は多世代が交流できる居場所（カフェ等）が不足しているため、居場所づくりに向けて、地域住民と共に課題や取組について話合いを進めていく。</td></tr>
</table>

【参考】

令和7年度(令和6年度実績)地域包括支援センターの事業評価(全国統一評価指標)に関する全国集計結果
期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日
時点:令和7年4月末時点

センター項目					全国調査結果	中西部	西部	北部・西南	中東部	東部
1．地域包括ケアシステムの構築・推進	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	94.4%	○	○	○	○	○
			B	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	93.2%	○	○	○	○	○
			C	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	70.4%	×	×	×	×	×
			D	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	95.3%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				3.5	3	3	3	3	3
	平均点数・%				88.3%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
2．組織・運営体制	2	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	95.2%	○	○	○	○	○
			B	当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	93.5%	○	○	○	○	○
			C	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	87.2%	○	○	○	○	○
			D	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	87.8%	○	○	○	○	○
	3	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	80.5%	○	○	○	○	○
			B	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	94.5%	○	○	○	○	○
			C	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか	83.7%	○	○	○	○	○
			D	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	90.8%	○	○	○	○	○
	4	センター職員の人材確保および育成を図る	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	94.8%	○	○	○	○	○
			B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか	93.6%	○	○	○	○	○
			C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか	90.5%	○	○	×	○	○
			D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	90.9%	○	○	○	○	○
	5	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか	95.0%	○	○	○	○	○
			B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	79.0%	○	○	○	○	○
			C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告(共有)の体制を構築しているか	92.0%	○	○	○	○	○
			D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか	99.0%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				13.7	16	16	15	16	16
	平均点数・%				91.1%	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%

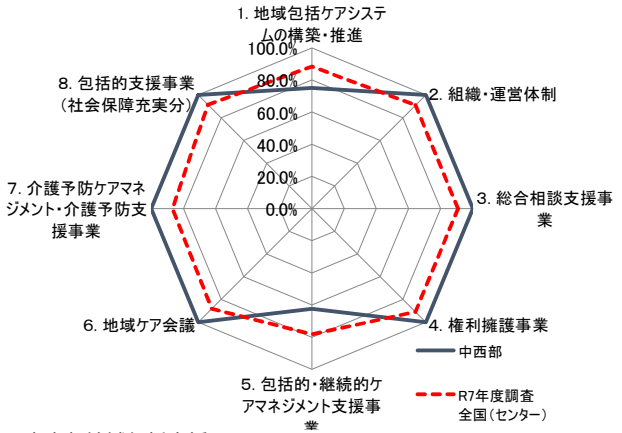
センター項目					全国調査結果	中西部	西部	北部・西南	中東部	東部
3．総合相談支援事業	7	地域包括支援ネットワークを構築する	A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	94.8%	○	○	○	○	○
			B	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか	99.7%	○	○	○	○	○
			C	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか	95.4%	○	○	○	○	○
	8	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	98.8%	○	○	○	○	○
			B	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか	77.1%	○	○	○	○	○
			C	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか	99.2%	○	○	○	○	○
			D	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか	85.2%	○	○	○	○	○
	9	家族介護者支援に取り組む	A	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	88.5%	○	○	○	○	○
			B	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。	92.8%	○	○	○	○	○
			C	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか	96.5%	○	○	○	○	○
			D	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか	96.7%	○	○	○	○	○
	10	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	94.9%	○	○	○	○	○
			B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	97.3%	○	○	○	○	○
			C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか	71.5%	○	○	○	○	○
			D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか	79.6%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				15.4	15	15	15	15	15
	平均点数・%				90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4．権利擁護事業	14	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	80.6%	○	○	○	○	○
			B	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	82.9%	○	○	×	○	○
			C	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか	95.1%	○	○	×	○	○
			D	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか	98.6%	○	○	○	○	○
			E	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	97.9%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				4.5	5	5	3	5	5
	平均点数・%				91.0%	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	100.0%
5．包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	15	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	A	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	92.7%	○	○	○	○	○
			B	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	89.7%	○	○	○	○	○
			C	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか	88.4%	○	○	○	○	○
			D	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	88.8%	○	○	○	○	○
			E	介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか	69.0%	○	○	○	○	○
	16	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	72.0%	×	×	×	×	×
			B	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	70.6%	×	×	×	×	×
			C	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	44.8%	×	×	×	×	×
	平均点数・個数				6.3	5	5	5	5	5
	平均点数・%				78.2%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%

センター項目					全国調査結果	中西部	西部	北部・西南	中東部	東部
6．地域ケア会議	17	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	A	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	88.5%	○	○	○	○	○
			B	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	93.8%	○	○	○	○	○
			C	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	96.3%	○	○	○	○	○
			D	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	82.8%	○	○	○	○	○
			E	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	88.1%	○	○	○	○	○
	18	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性がある課題を抽出しているか	89.7%	○	○	○	○	○
			B	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	83.7%	○	○	○	○	○
			C	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	89.1%	○	○	○	○	○
			D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか	81.7%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				7.9	9	9	9	9	9
	平均点数・%				88.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7．介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	19	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	89.7%	○	○	○	○	○
			B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか	97.8%	○	○	○	○	○
			C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	65.9%	○	○	○	○	○
			D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	94.5%	○	○	○	○	○
			E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	88.7%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				4,3	5	5	5	5	5
	平均点数・%				86.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8．包括的支援事業（社会保障充実分）	20	事業間連携を推進する	A	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	87.3%	○	○	○	○	○
			B	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか	88.1%	○	○	○	○	○
			C	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか	95.7%	○	○	○	○	○
			D	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか	95.0%	○	○	○	○	○
	平均点数・個数				3,6	4	4	4	4	4
	平均点数・%				91.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

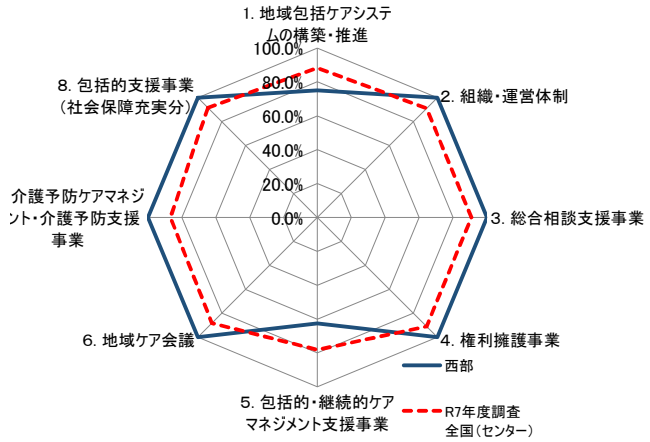
令和7年度(令和6年度実績)
■レーダーチャートについて■
○レーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「全国集計結果」にて入力した評価指標の平均値です。
○例えば、『2　個別業務』の「2-(1)　総合相談支援業務」6の設問に対し、「○」の付いた設問が4か所ある場合は、
「2-(1)総合相談支援」の平均値は4/6＝66.7%(小数点2位を四捨五入)となります)。

	中西部	西部	北部・西南	中東部	東部	R7年度調査 全国(センター)
1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	88.3%
2. 組織・運営体制	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%	91.1%
3. 総合相談支援事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.9%
4. 権利擁護事業	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	100.0%	91.0%
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	78.2%
6. 地域ケア会議	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.2%
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%
8. 包括的支援事業(社会保障充実分)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.5%

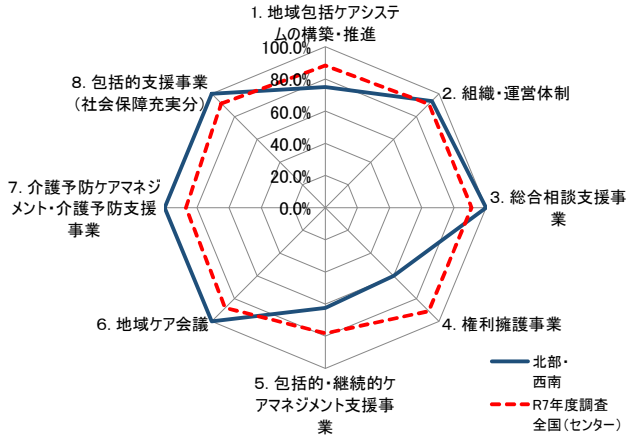
■中西部地域包括支援センター



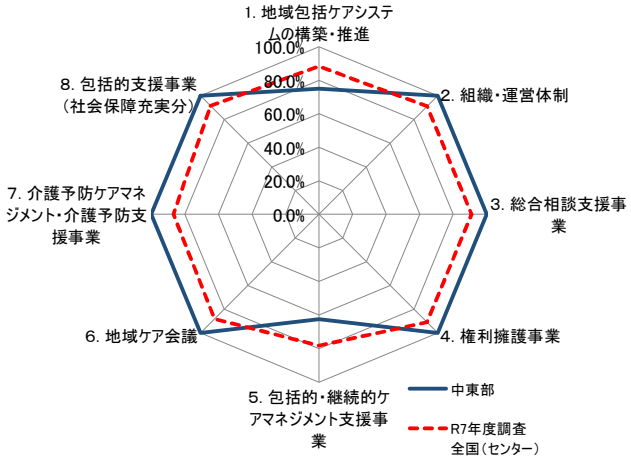
■西部地域包括支援センター



■北部・西南地域包括支援センター



■中東部地域包括支援センター



■東部地域包括支援センター

